平成２６年（フ）第３７２０号
兵庫県宝塚市鹿塩１丁目15番５号
破産者　北川　　敬
1　破産債権の届出期間　平成27年３月２日まで
2　一般調査期日　平成27年４月13日午後２時30分
平成27年２月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６７０号
広島市安佐南区長束５丁目11番４―102号
破産者　鈴木　敏夫
1　破産債権の届出期間　平成27年３月２日まで
2　一般調査期日　平成27年４月７日午前11時
平成27年１月30日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１２２号
広島市南区堀越３丁目１番10号
破産者　有限会社大段鉄工所
1　破産債権の届出期間　平成27年３月４日まで
2　一般調査期日　平成27年４月14日午前10時45分
平成27年２月２日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４４０７号
大阪市中央区南本町２丁目２番11号　堺筋本町西尾ビル８Ｆ
破産者　株式会社レオン
1　破産債権の届出期間　平成27年３月５日まで
2　一般調査期日　平成27年４月９日午後２時30分
平成27年２月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８５５号
大阪府寝屋川市河北西町１番地１号
破産者　株式会社ティーアンドワイ
1　破産債権の届出期間　平成27年３月９日まで
2　一般調査期日　平成27年４月９日午後２時
平成27年１月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５７７号
大阪府枚方市香里ケ丘３丁目16番地　８―1002
破産者　下村　美穂（旧姓坂井）
1　破産債権の届出期間　平成27年３月16日まで
2　一般調査期日　平成27年４月16日午後２時
平成27年２月２日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の特別調査期日

平成２５年（フ）第４８７号
岡山市南区藤田1046番地３
破産者　田中　律雄
特別調査期日　平成27年３月11日午前10時30分
平成27年２月２日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７９号
沖縄県那覇市泊１丁目29番地11　サントピア泊第２―501
破産者　真喜志邦子
特別調査期日　平成27年３月12日午後１時30分
平成27年１月30日
那覇地方裁判所民事第３部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第４５２７号
大阪府吹田市五月が丘東１番６号
破産者　佐藤　定江
異議申述期間　平成27年３月20日まで
平成27年１月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８４５号
大阪市阿倍野区天王寺町北３―18　アーベイン天王寺第21号棟第607号室、開始決定時の住所大阪市東成区中道４丁目８番30号
破産者　河野　昭雄
異議申述期間　平成27年３月23日まで
平成27年２月２日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第３００３号
大阪府箕面市船場東３丁目10番28号
清算株式会社　最上フーズ株式会社
代表清算人　古谷　知彦
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２号
岩手県大船渡市末崎町字神坂70番地９
清算株式会社　丸大冷蔵株式会社
代表清算人　紀室　重政
1　決定年月日　平成27年１月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（ヒ）第３号
鹿児島県薩摩川内市横馬場町５番１号
清算株式会社　大洋物産株式会社
代表清算人　西ノ原弘樹
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所川内支部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第７号
本店所在地高知市春野町西分3546番地
清算株式会社　南国温泉観光株式会社
代表清算人　鍋島　英輔
1　決定年月日　平成27年１月28日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　各協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権の全額について、本協定認可決定確定時に、その債務を免除する。
2　本協定認可決定確定後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
高知地方裁判所民事部

監督命令

平成２７年（再）第１号
秋田県北秋田市鷹巣字小中岱35番地２
再生債務者　農事組合法人アースフライヤーズ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　秋田市山王中園町５番８号　弁護士法人北斗法律事務所　弁護士　江野　　栄
平成27年１月30日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（再）第２号
秋田県北秋田市七日市字品類渡18番地
再生債務者　布田　久人
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　秋田市山王中園町５番８号　弁護士法人北斗法律事務所　弁護士　江野　　栄
平成27年１月30日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（再）第１号
新潟県上越市柿崎区百木485番地
再生債務者　有限会社エス・エヌファーム
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　新潟県上越市春日野１丁目３番15号　森直樹法律事務所　弁護士　森　　直樹
平成27年１月30日　新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（再）第１号
宮崎県日南市北郷町大藤甲898番地８
再生債務者　王手門酒造株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　宮崎市老松１丁目５番１号　クレスコ301号　江藤利彦法律事務所　弁護士　洲崎　達也
平成27年１月29日　　宮崎地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第１号
兵庫県明石市大久保町西島600番地の28
再生債務者　足立　義将
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年２月19日まで
4　一般異議申述期間　平成27年３月５日から平成27年３月12日まで
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２７年（再イ）第３号
秋田市新屋栗田町21番３―201号
再生債務者　小野寺拓哉
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年２月23日まで
4　一般異議申述期間　平成27年３月９日から平成27年３月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部